

気をつけたい感染症

夏に流行する感染症「手足口病」

ウイルスを原因とする感染症です。5歳以下の子どもに多く、主に夏に流行します。今年も7月から報告が増加しています。

症状

感染してから3～5日後に、口の中、手のひら、足底や足背などに2～3mmの水疱性発疹が出ます。発熱は約3分の1に見られますが、あまり高くないことがほとんどです。数日で治る病気ですが、まれに髄膜炎や脳炎など中枢神経系の合併症などが起こることがあります。

感染経路

飛沫感染、接触感染、糞口感染

予防法

現在有効なワクチンや、予防できる薬はありません。トイレの後や排泄物を処理した後は、手を石鹸と流水でよく洗いましょう。

問合せ 保健センター ☎82-3757



ダイヤモンド婚式並びに金婚式合同記念式典への参加をお待ちしています

この秋に開催予定のダイヤモンド婚式並びに金婚式合同記念式典に該当するご夫妻の申込みをお待ちしています。日頃の感謝をお互いに伝える機会に、ぜひご参加ください。ダイヤモンド婚式 昭和37年1月1日～12月31日までに婚姻の届出をされたご夫妻
金婚式 昭和47年1月1日～12月31日までに婚姻の届出をされたご夫妻
申込先 介護高齢係または板倉町社会福祉協議会

倉町社会福祉協議会
※板倉町に本籍がないご夫妻は、申込み時に戸籍謄本を提出してください。
申込期限 8月31日(水)
※婚姻の時期が不明な場合は、板倉町に本籍がある場合は、介護高齢係にお問い合わせください。
申込み・問合せ 介護高齢係 ☎82-6135
○板倉町社会福祉協議会 ☎82-3900



褒章
中野邦夫さんが受章しました

4月29日に春の褒章が発令され、中野邦夫さん(大字石田)が藍綬褒章を受章しました。中野さんは平成10年から長年にわたり、保護司として犯罪を犯した人の立ち直り支援や、非行防止活動に尽力された功績が顕著であると認められての受章となりました。
問合せ 秘書人事係 ☎82-6121



人権擁護委員
高山さん、峯岸さんが委嘱されました

7月1日付けで、高山弘文さんと峯岸一夫さんが、人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。
人権擁護委員は、地域の人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守る役割を担っています。
板倉町では、現在5人の人権擁護委員による人権相談所を開設しています。人権問題や日常生活上の問題などでお困りのかたは、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。
問合せ 戸籍年金係 ☎82-6131

第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています

支給対象者
戦没者等の死亡当時の遺族で、基準日(令和2年4月1日)において、恩給法による公務扶助料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けるかた(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の先順位の遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
4. 1～3に該当しない戦没者等の三親等以内の親族

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日

問合せ 社会福祉係 ☎82-6133
※新型コロナウイルス感染症対策のため、「予約制」とします。事前に電話で予約してください。予約の際、戦没者の氏名、今回請求者の氏名、過去の請求状況、連絡先などをお伺いします。



板倉町奨学金返還支援補助金
奨学金の返還を支援します

募集概要 人口減少克服・地方創生の取組として、大学などを卒業後に就業したかたで、本町に定住し、奨学金の返還を行っているかたを対象に予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象となる奨学金
次のいずれかに該当する奨学金が対象です。
▼独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
▼独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金およびそれに係る利子
▼板倉町奨学金貸与に関する条例(平成4年板倉町条例第18号)に基づき、板倉町が貸与する奨学金
▼国または地方公共団体が貸与する奨学金

対象者 次のいずれにも該当するかた(国家公務員・地方公務員のかたは対象外)
①奨学金の貸与を受けて、大学、専修学校および高等専門学校などに進学し、卒業したかた
②労働契約に基づき就業しているかた

個人で農業その他事業を営んでいるかた(事業専従者を含む)
③申請時において本町に住所があり、引き続き5年以上居住する意思のあるかた
④40歳未満のかた
⑤卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納がないかた
⑥申請者および申請者の属する世帯員に町税などの滞納がないかた
⑦他の奨学金返還支援を利用していないかた

補助額 補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額とし、上限は15万円とします(繰上げ返済分は対象外)

補助対象期間
最初に補助金の交付を受けた年から最大で5年間

申請期間 9月1日～10月31日

申請方法 申請書などの関係書類を企画調整係まで提出してください。※詳細は、町ホームページでご確認ください。

問合せ 企画調整係 ☎82-6125

揚舟の船頭を募集します

群馬の水郷で実施する「揚舟 谷田川めぐり」の船頭を募集します。船頭には木製の揚舟を竹ざお一本で操船しながら、町の案内やPRをしていたいただきます。

船頭に少しでも興味のあるかたは、お気軽にご連絡ください。

対象 18歳以上(高校生不可・操船の経験は問いません)

勤務時間 5月・6月・9月・10月の毎週土曜・日曜・祝日と5月1日～5日の毎日
午前8時30分～午後5時15分

※新型コロナウイルスなどの影響により変更となる可能性があります。

勤務場所 群馬の水郷

勤務内容 揚舟の船頭および運航に係る業務全般

時給 1,000円

申込み・問合せ 商工観光係 ☎82-6139

【入札結果】 予定価格が250万円(税込み)を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 ☎82-6126

執行日	件名	場所	予定価格(税抜) 設計金額(税抜)	最低制限価格 (税抜)	落札金額 (税抜)	落札率	落札者
6月22日(水)	令和4年度 町道1328号線 道路改良工事	岩田地内	777万円	543万円	750万円	96.5%	三郷建設工業(株)
6月22日(水)	令和4年度 町道2179号線 道路改良工事	大高嶺地内	552万円	425万円	525万円	95.1%	㈱坂田建設
6月22日(水)	令和4年度 町道1130号線 用地測量業務委託	岩田地内	539万円	なし	500万円	92.8%	㈱島崎測量設計
6月22日(水)	令和4年度 町道7090号線外 用地測量業務委託	西岡地内	440万円	なし	385万円	87.5%	晃和測量設計(株)
6月22日(水)	令和4年度 町道6024号線 用地測量業務委託	大曲地内	246万円	なし	220万円	89.4%	東毛測量設計(株)
6月29日(水)	板倉町立小中学校天井扇風機更新工事	小中学校	1,370万円	959万円	1,350万円	98.5%	㈱村松電気商会
6月29日(水)	板倉町立板倉中学校 防球ネット等改修工事	板倉中学校	287万円	200万円	218万円	76.0%	㈱二光
6月29日(水)	板倉町立西小学校 校舎北側フェンス等改修工事	西小学校	266万円	186万円	258万円	97.0%	㈱石川工務店
6月29日(水)	板倉町立板倉中学校体育館エアコン整備工事 設計監理業務委託	板倉中学校	244万円	なし	160万円	65.6%	新井建築設計
6月29日(水)	板倉町立西小学校給食室 真空冷却機購入事業	西小学校	270万円	なし	264万円	97.8%	関東調理機械(株)

ひとりで悩まずご相談ください～人権相談～

窓口相談を希望のかた（予約制）☎82-6131（戸籍年金係）
秘密は厳守します。

電話相談を希望のかた

みんなの人権110番
☎0570-003-110

子どもの人権110番（通話料無料）
☎0120-007-110

女性の人権110番
☎0570-070-810

（平日午前8時30分～午後5時15分）

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、8月26日（金）～9月1日（木）までの1週間を「子どもの人権110番強化週間」として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩み事についての電話相談の取扱時間を延長します。

全国共通 ☎0120-007-110 通話無料

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
秘密は固く守ります

Jアラート情報伝達試験

防災ラジオでも配信されます

8月10日（水） 午前11時

地震、津波、武力攻撃などの発生時に備えた、全国瞬時警報システム（Jアラート）の試験放送が、防災ラジオを通じて行われます。受信状況を確認してください。

問合せ 安全安心係 ☎82-6123

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です！



板倉町風景計画

～板倉町の景観を守りましょう～



板倉町は、南北に利根川、渡良瀬川、東側に渡良瀬遊水地が広がり、町内には谷田川をはじめとする河川や多くの池沼が点在して、水場景観を形成しています。

平成20年8月に、群馬県の同意を得て「景観行政団体」となり、平成22年10月には、板倉町らしい町並みの秩序や特色ある風景を守るため、良好な風景づくりの推進を図るために、町内全域を風景計画区域とした「板倉町風景計画」を策定しました。

さらに平成23年9月には、利根川と渡良瀬川合流域の水場景観が、関東では初めて重要文化的景観に選定されました。

このような水場景観は、私たちの財産です。良好な景観を形成するためには、一人ひとりが景観を守っていく意識を持つことが大切です。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	○高さ12mまたは建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	○高さ2mを超える柵、塀および擁壁の類 ○高さ12mを超える電波塔、物見塔および装飾塔の類 ○高さ12mまたは築造面積が1,000㎡を超える、観覧車などの遊戯施設の類、污水处理施設などの類 ○高さ12mを超える彫像・記念碑の類
開発行為	○面積が1,000㎡を超えるものまたは高さ2mを超える法面を生ずるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○面積が1,000㎡または高さ2mを超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	○面積が1,000㎡を超えるものまたは高さ2mを超える法面を生ずるもの

「板倉町風景計画」では、最低限守るべき事項を風景づくりの基準として定めています。

基準以上の建築行為などについては、板倉町風景条例により事前協議や届出が必要となっています。

問合せ 計画管理係
☎82-6151



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
非課税世帯等に給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活支援のため、住民税非課税世帯等に対して、一世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

給付対象

次のいずれかに該当する世帯

- ①住民税非課税世帯
- 令和3年12月10日時点で日本国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記載されている者で、令和4年6月1日に板倉町に住民登録がある世帯かつ、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月から9月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税相当となる世帯。

※①、②ともに課税されているかたの扶養親族だけの世帯は対象外です。

※既に令和3年度に住民税非課税世帯、もしくは家計急変

世帯として給付を受けた世帯は対象外です。

申請方法

①住民税非課税世帯

対象となる世帯には、町から確認書を送ります。確認書の内容を確認のうえ、必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて提出してください。

②家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市町村への申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、直接または郵送にて提出してください。支給要件に該当するか審査の上、決定します。申請書は、社会福祉係にあります。詳しくは、お問い合わせください。

給付額

一世帯あたり10万円（住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず、一世帯一回限り）

申請期限

- ①住民税非課税世帯 10月31日
- ②家計急変世帯 9月30日

問合せ 社会福祉係

☎82-6133

新型コロナウイルス
接種証明のコンビニ取得

新型コロナウイルス接種証明書は、これまで、町保健センター窓口申請（紙の証明書）か、マイナンバーカードをお持ちのかたはスマートフォン専用アプリ（電子版証明）により取得できました。

8月17日（予定）からはオンラインプレブの端末で紙の証明書発行ができるようになります。土日祝日を含む午前6時30分～午後11時まで取得可能です。

（対象事業者は随時拡大されます）

証明書に取得に必要なもの
マイナンバーカード

発行料 120円

※海外用証明は旅券番号が必要です。詳細はお問い合わせください。

問合せ 保健センター

☎82-3757

トピックス
TOPICS

地域活性化の推進
邑楽郡5町および館林市とサントリー連携包括協定



7月8日（金）、邑楽郡5町および館林市とサントリー（株）は、相互の連携強化を図ることにより、企業と地域住民の接点、ふれあいの向上や地域の成長、発展のために連携包括協定を結びました。

